

静岡県人事委員会は、静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則15-32

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（静岡県人事委員会規則15-3）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（略）		別表第1（略）	
任命権者区分	団体名	任命権者区分	団体名
知事	（略）	知事	（略）
部局	公益社団法人静岡県農業振興公社	部局	公益社団法人静岡県農業振興公社
	公益社団法人地域医療振興協会		<u>一般社団法人清水みなとまちづくり</u> 公民連携協議会
	<u>一般社団法人地方税電子化協議会</u>		公益社団法人地域医療振興協会
	一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー		一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー
	（略）		（略）
	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会		公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
	公益財団法人浜名湖総合環境財団		<u>公益財団法人日本ラグビーフットボール協会</u>
	（略）		公益財団法人浜名湖総合環境財団
	静岡県公立大学法人		（略）
	公立大学法人静岡文化芸術大学		静岡県公立大学法人
	（略）		<u>公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学</u>
			公立大学法人静岡文化芸術大学
			（略）

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。